

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告
いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

第1	事業概況書	
1.	事業の概況	
2.	総会、総代会及び理事会の重要事項	
3.	役職員数	
4.	出資金	
5.	地区及び事務所等	
6.	金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引	
7.	商品有価証券	
8.	有価証券	
9.	貸出金	
10.	有形固定資産	
11.	預金及び定期積金	
12.	借入金	
13.	債務保証	
14.	貸倒引当金	
15.	単体自己資本比率	
第2	貸借対照表	
第3	損益計算書	
第4	剰余金処分計算書	
第5	損失金処理計算書	

(記載上の注意)

1. 法第29条の申請書又は法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。
3. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。
4. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。
5. 業務報告書の様式中、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 剰余金処分計算書、第5 損失金処理計算書に注記すべき事項は、第5 損失金処理計算書の次に一括して記載することができる。

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

1. 事業の概況

(信用金庫名)

[illegible]

(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

年 月 日	名 称	概 要	年 月 日	名 称	概 要

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

4. 出資金

I 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

II 普通出資(当期末現在)

普 通 出 資 1 口 の 金 額 円

普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処分未済持分
個 人		百万円	
法 人			
合 計			百万円

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資(当期末現在)

優 先 出 資 1 口 の 金 額 円

優先出資の総口数の最高限度 口

自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出 資 者 数	割 合	出 資 口 数	割 合	発行(引受)価額	割 合
政 府 及 び 地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金 融 機 関						
金 融 商 品 取 引 業 者						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	()	()	()	()	()	()
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。

- ## 5. 地区及び事務所等

I 地区

[illegible]

1. 当該年度の中途において拡張した地区については、備考欄に注記すること。
2. 当該年度の中途において縮小した地区については、現有地区を列記した後に記載すること。

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

[illegible]

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。
3. 店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫 代理業者名	営業所又は 事務所名	開設・廃止年月 日	所在地

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

III 事務所の概況

[illegible]

(記載上の注意)

1. 「常勤役職員数」欄には、常勤庶務系職員(用務員、運転手等)を含めて記載すること。
2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況を記載し、備考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

6. 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

当期末残高内訳

取 引 先	利率	金 額	担 保		
			種 類	数 量	価 額
	%	百万円			百万円

8. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
(う ち 円 貨 建)	()	()	()
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1 口 当 た り 金 額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。

II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	
			先 数	金 額
30万円未満		百万円		百万円
30万円以上 50万円未満				
50万円以上 100万円未満				
100万円以上 300万円未満				

300万円以上 500万円未満				
500万円以上 700万円未満				
700万円以上1,000万円未満				
1,000万円以上3,000万円未満				
3,000万円以上5,000万円未満				
5,000万円以上 1億円未満				
1億円以上 3億円未満				
3億円以上 5億円未満				
5億円以上 8億円未満				
8億円以上 10億円未満				
10億円以上 15億円未満				
15億円以上 20億円未満				
20億円以上				
合 計				

Ⅲ 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

[illegible]

3,000万円以上 5,000万円未満																				
5,000万円以上 1億円未満																				
1億円以上 3億円未満																				
3億円以上 5億円未満																				
5億円以上 8億円未満																				
8億円以上 10億円未満																				
10億円以上 15億円未満																				
15億円以上 20億円未満																				
20億円以上																				
合 計																				

(注)「令」とは、信用金庫法施行令をいう。

IV 担保別

種 類	貸 出	金 額
		う ち 会 員 外
当 庫 預 金 積 金	百万円	百万円
有 価 証 券		
動 産		
不 動 産		
そ の 他		
計		
信用保証協会・信用保険		
保 証		
信 用		
合 計		

(記載上の注意)

1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、この様式に掲げている受入担保の種類
の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10. 有形固定資産

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有 形固定資産
事 業 用				
所 有				
合 計				

(記載上の注意)

1. 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載
すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
所有土地 百万円

2. 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額
事業用 百万円
所有 百万円

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表に
おける各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

11. 預金及び定期積金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金種目 \ 預金者	個 人	法 人				合 計
		一 般 法 人	金 融 機 関	公 金	計	
当 座 預 金	口	口	口	口	口	口
普 通 預 金						
貯 蓄 預 金						
通 知 預 金						
別段・納税準備預金						
定 期 預 金						
定 期 積 金						
そ の 他 預 金						
合 計						
(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.0%

II 預金者別金額

預金種目 \ 預金者	個 人	法 人				合 計	1口当たり金額
		一般法人	金融機関	公 金	計		
当 座 預 金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
普 通 預 金							
貯 蓄 預 金							
通 知 預 金							
別段・納税準備預金							
定 期 預 金							
定 期 積 金							
その他の預金							
合 計							
(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.0%	

III 金額別

金 額 \ 預 金 者	会 員		会 員 外		合 計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
10万円未満	口	百万円	口	百万円	口	百万円
10万円以上 30万円未満						
30万円以上 50万円未満						
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 300万円未満						
300万円以上 500万円未満						
500万円以上1,000万円未満						

1,000万円以上3,000万円未満						
3,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 3億円未満						
3億円以上						
合 計						

IV 預金等総額の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億 円	億 円

(記載上の注意)

預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。

12. 借入金

当期末残高内訳

種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

1. 借入金、当座借越、再割引手形の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

13. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口 数	金 額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け	口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理又は媒介に付随して行われる保証		
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証		
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け		
ホ. その他の保証又は手形の引受け		
合 計		

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理又は媒介に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

14. 貸倒引当金

当期末現在

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
個別貸倒引当金					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 百万円

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される 引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を 通じて発行された資本調達手段の額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基礎項目の 額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				

うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	%		%	

(記載上の注意)

1. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第29号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 貸 借 対 照 表

第 期 末			年 月 日現在	(信用金庫名)		
科 目	金 額			科 目	金 額	
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)		
現 金	百万円			預 金 積 金	百万円	
預 け 金				当 座 預 金		

買入手形
コールローン
買現先勘定
債券貸借取引支払保証金
買入金銭債権
金銭の信託
商品有価証券
商品国債
商品地方債
商品政府保証債
その他の商品有価証券
有価証券
国債
地方債
短期社債
社債
株式
その他の証券
貸出金
割引手形
手形貸付
証書貸付
当座貸越
外国為替
外国他店預け
外国他店貸
買入外国為替
取立外国為替
その他の資産
未決済為替貸
信金中金出資金
前払費用
未収収益
先物取引差入証拠金
先物取引差金勘定
保管有価証券等
金融派生商品
金融商品等差入担保金
リース投資資産
その他の資産

普通預金
貯蓄預金
通知預金
定期預金
定期積金
その他の預金
譲渡性預金
借入金
借入金
当座借越
再割引手形
売渡手形
コールマネー
売現先勘定
債券貸借取引受入担保金
コマーシャルペーパー
外国為替
外国他店預り
外国他店借
売渡外国為替
未払外国為替
その他の負債
未決済為替借
未払費用
給付補填備金
未払法人税等
前受収益
払戻未済金
払戻未済持分
職員預り金
先物取引受入証拠金
先物取引差金勘定
借入商品債券
借入有価証券
売付商品債券
売付債券
金融派生商品
金融商品等受入担保金
リース負債
資産除去債務

有 形 固 定 資 産		そ の 他 の 負 債	
建 物		賞 与 引 当 金	
土 地		役 員 賞 与 引 当 金	
使 用 権 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
建 設 仮 勘 定		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
その他の有形固定資産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		金融商品取引責任準備金	
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 延 税 金 負 債	
の れ ん		再評価に係る繰延税金負債	
使 用 権 資 産		債 務 保 証	
その他の無形固定資産		負債の部合計	
前 払 年 金 費 用		(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産		出 資 金	
再評価に係る繰延税金資産		普 通 出 資 金	
債 務 保 証 見 返		優 先 出 資 金	
貸 倒 引 当 金	△	優先出資申込証拠金	
(うち個別貸倒引当金)	(△)	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		特 別 積 立 金	
		(.)	()
		当 期 未 処 分 剰 余 金	
		(又は当期末処理損失金)	
		処 分 未 済 持 分	△
		自 己 優 先 出 資	△
		自己優先出資申込証拠金	
		会 員 勘 定 合 計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提(信用金庫法施行規則第31条第2項第5号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)
- (4) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)
- (5) 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
 - ② 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)
 - ③ 金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。)
- 連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
 - (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
 - (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
 - (9) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
 - (10) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
- なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ロによる。
- (11) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (12) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (13) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
 - (14) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用

金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

- (15) 子会社等(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
 - (16) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
 - (17) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金は、この限りでない。
 - (18) 子会社等の株式又は出資金の総額
 - (19) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
 - (20) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (21) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (22) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
 - (23) 信用金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (25) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (26) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
 - 4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。
 - （1） 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称
 - （2） 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - （3） 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨
 - （4） 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。
 - （1） 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠
 - （2） 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - （3） 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - （4） 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由
 - （5） 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針
 - （6） 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由
 - （7） 前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直し内容及び金額
9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 3 損 益 計 算 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × × 千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債券貸借取引受入利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
金利スワップ受入利息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商品有価証券売買益	× × ×
国債等債券売却益	× × ×
国債等債券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
貸倒引当金戻入益	× × ×
償 却 債 権 取 立 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×
金 銭 の 信 託 運 用 益	× × ×
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
給付補填備金繰入額	× × ×
譲 渡 性 預 金 利 息	× × ×
借 用 金 利 息	× × ×
売 渡 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル マ ネ ー 利 息	× × ×

売 現 先 利 息	×	×	×			
債券貸借取引支払利息	×	×	×			
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×			
金利スワップ支払利息	×	×	×			
そ の 他 の 支 払 利 息	×	×	×			
役 務 取 引 等 費 用	×	×	×			
支 払 為 替 手 数 料	×	×	×			
そ の 他 の 役 務 費 用	×	×	×			
そ の 他 業 務 費 用	×	×	×			
外 国 為 替 売 買 損	×	×	×			
商 品 有 価 証 券 売 買 損	×	×	×			
国 債 等 債 券 売 却 損	×	×	×			
国 債 等 債 券 償 還 損	×	×	×			
国 債 等 債 券 償 却	×	×	×			
金 融 派 生 商 品 費 用	×	×	×			
そ の 他 の 業 務 費 用	×	×	×			
経 費	×	×	×			
人 件 費	×	×	×			
物 件 費	×	×	×			
税 金	×	×	×			
そ の 他 経 常 費 用	×	×	×			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	×	×	×			
貸 出 金 償 却	×	×	×			
株 式 等 売 却 損	×	×	×			
株 式 等 償 却	×	×	×			
金 銭 の 信 託 運 用 損	×	×	×			
そ の 他 資 産 償 却	×	×	×			
そ の 他 の 経 常 費 用	×	×	×			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			×	×	×	
特 別 利 益			×	×	×	
固 定 資 産 処 分 益	×	×	×			
負 の の れ ん 発 生 益	×	×	×			
金融商品取引責任準備金取崩額	×	×	×			
そ の 他 の 特 別 利 益	×	×	×			
特 別 損 失				×	×	×
固 定 資 産 処 分 損	×	×	×			
減 損 損 失	×	×	×			
金融商品取引責任準備金繰入額	×	×	×			
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×			
税 引 前 当 期 純 利 益				×	×	×

(又は税引前当期純損失)			
法人税、住民税及び事業税	×	×	×
法人税等調整額	×	×	×
法人税等合計			×
当期純利益(又は当期純損失)			×
繰越金(当期首残高)			×
・・・・・・積立金取崩額			×
当期未処分剰余金			×
(又は当期未処理損失金)			

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高)の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

8. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位で注記すること。

9. 子会社等との取引に関する事項を注記すること。
10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益(売上高から売上原価を控除した純額をいう。)
 - (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益(貸手のリース料に含まれるものに限る。)
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
12. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
- (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名
13. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)
- (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間
 - (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 - (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
14. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
15. 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。

第 4 剰 余 金 処 分 計 算 書

第 期 (年 月 日から
 年 月 日まで)

(信用金庫名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	円
積 立 金 取 崩 額	
剰 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年 %)
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	(円につき 円の割合)
特 別 積 立 金	
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 5 損失金處理計算書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

科	目	金	額
当	期	未	处
理	損	失	金
			円
損	失	金	处
			理
			額
積	立	金	取
			崩
			額
利	益	準	備
			金
			取
			崩
			額
繰	越	金	(当
			期
			末
			残
			高)

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。